

資格取得に向けての注意事項

学科試験のみ合格者が2級電気工事施工管理技士の資格を取得するためには、電気工事の実務経験を積んで、受検資格を満たした上で実地試験を受験し、合格しなければなりません。

(1) 学科試験免除の有効期間と受験回数

- 2029年度^(※)までの間で連続2回の実地試験を学科試験免除で受験可能

※有効期間は、「合格発表の日の属する年度の初日から起算して12年以内」と定められています。

(2) 実地試験の受検資格

- 実地試験を受験するためには、受検資格を満たす必要があります。

実地試験の主な受検資格

最終学歴 または 保有資格	実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
・大学 ・専門学校の高度専門士	卒業後1年以上	卒業後1年6ヶ月以上
・短期大学 ・5年制高等専門学校 ・専門学校の専門士	卒業後2年以上	卒業後3年以上
・高等学校 ・専門学校の専門課程	卒業後3年以上	卒業後4年6ヶ月以上
・その他(最終学歴問わず)	8年以上	
・第一種、第二種、第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者	1年以上	
・第二種電気工事士免状の交付を受けた者	1年以上	
・第一種電気工事士免状の交付を受けた者	実務経験年数は問いません	

受検資格を満たすための最終学歴、実務経験年数の考え方については
本財団ホームページにてご確認ください。

(3) 実務経験の内容

- 受検資格を満たす実務経験は、電気工事に限られます。
- 電気工事の実務経験として認められる工事(代表例)は、次のとおりです。

発電設備工事・変電設備工事・送配電線工事（電力会社関係の電気工事）
照明設備工事（屋外照明、道路照明などの電気工事）
信号設備工事（交通信号、交通情報制御・表示装置などの電気工事）
電車線工事（鉄道関係の電気工事）
ネオン装置工事
構内電気設備工事（建物、工場、トンネル、ダムなどの電気工事）

- ※上記は全て建設工事として実施された「電気工事」に限ります。機器の製造や設置は対象外です。
- ※電気工事に該当しないもの…例えば、電気通信、機器設置、プラント設備、空調衛生設備、熱絶縁、消防施設、ガス、上下水道、ゴミ処理施設などの工事は、受検資格を満たす実務経験ではありません。
- ※実務経験は、電気工事に直接的に関わる「技術者」としての職務(施工管理等)経験を指します。営業、設計、測量、積算、入社後の研修、アルバイトは含めることができません。